

報告第15号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年12月1日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成23年9月8日	155,350円	足立区中央本町在住者	平成23年7月22日、中央本町住区センター学童保育室分室（やよい学童保育室）における保育の実施中、相手方に対し、相手方のアレルギー原因物質である卵が含まれた間食を提供したことにより、アレルギー症状を発生させた。